

京都市教職員の退職手当に関する規則を公布する。

平成28年12月13日

京都市教育委員会
教育長 在田正秀

京都市教育委員会規則第4号

京都市教職員の退職手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「教職員条例」という。）第37条及び第38条の規定により、教職員（教職員条例第2条第1項に規定する教職員をいう。以下同じ。）の退職手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(退職手当の支給)

- 第2条 教職員が退職したときは、その者（死亡による退職の場合は、その遺族）に対し、退職手当を支給する。ただし、法律又はこれに基づく条例に別に定めがある者を除く。
- 2 教職員が特別職に就任したときは、教職員条例及びこの規則に基づく退職手当の支給については、当該就任した特別職の前職を退職したものとみなす。
- 3 一般の退職手当等（次条、第4条及び第7条並びに第10条において準用する京都市職員退職手当支給条例第6条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）は、教職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、教育長が、死亡により退職した者に対する一般の退職手当等の支給を受けるべき者を確知することができないときその他特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、次条の規定により計算した退職手当の基本額に、第7条の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当の基本額)

第4条 退職手当の基本額は、次に掲げる区分による。

- (1) 次に掲げる者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表第1甲欄に掲げる支給率を退職の日におけるその者の給料の月額（教職員条例第8条第1項に規定する教職調整額を含む。以下「退職日給料月額」という。）に乗じて得た額
- ア 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生じたこと又は人事の刷新その他過員が生じたことに準じると別に定める事由により退職し

た者

イ 公務上の傷病により退職した者

ウ 死亡により退職した者

エ 定年に達したことにより退職した者（京都市職員の定年等に関する条例第4条の規定により勤務した後退職した者を含む。）

(2) 傷病により退職した者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表第1乙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額

(3) 自己の都合その他前2号に掲げる事由以外の事由により退職した者（教職員条例第37条第2項において準用する京都市職員退職手当支給条例（以下「準用退職手当条例」という。）第10条第1項各号に掲げる者を含む。）及び教育長が前2号の規定によることが適当でないと認める者に対しては、その者の勤続期間に応じ、別表第1丙欄に掲げる支給率を退職日給料月額に乗じて得た額

2 基礎在職期間（教職員としての引き続いた在職期間並びに企業職員（公営企業に従事する企業職員をいう。以下同じ。）が引き続いて教職員となった場合におけるその者の企業職員としての引き続いた在職期間、教職員以外の地方公務員、国家公務員（国家公務員退職手当法第2条に規定する者をいう。）その他別に定める者（以下「教職員以外の地方公務員等」という。）が引き続いて教職員となった場合におけるその者の教職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間及び別に定める国立大学法人が設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（以下「国立学校」という。）に勤務する者が、国立学校の要請に応じ、引き続いて教職員となるため退職し、かつ、引き続いて教職員となった場合におけるその者の国立学校の職員としての引き続いた在職期間（これらの在職期間以外の期間のうち、その者が在職していた公営企業、地方公共団体等又は国立学校の退職手当に関する規定において在職期間に含まれることとされている期間を含む。）をいい、その者が教職員条例及びこの規則に基づく退職手当に相当する給与の支給を受け、又は受けることとなっている場合における当該給与の計算の基礎となった在職期間を除く。以下同じ。）中に、給料の月額（教職員条例第8条第1項に規定する教職調整額を含む。以下同じ。）の減額改定（給料の月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料の月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料の月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた

日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料の月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

3 第1項第1号に規定する者のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者で、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同号及び前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第1項第1号	給料の月額（教職員条例第8条第1項に規定する教職調整額を含む。）	給料の月額（教職員条例第8条第1項に規定する教職調整額を含む。）及び給料の月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額（
第2項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額
第2項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額にその者の勤続期間に応じ100分の20以内の割合を乗じて得た額の合計額に、

4 傷病（公務上のものを除く。）又は自己の都合により退職した教職員のうち、勤続期間が5年以上であった者に対しては、次の各号に掲げる勤続期間の区分に応じ、当該各号

に掲げる割合により加給することができる。

- (1) 5年以上9年以下 0.1
- (2) 10年以上19年以下 0.15
- (3) 20年以上 0.2

5 前項に掲げるもののほか、次に掲げる者に対しては、原則として第1項から第3項までに定める額の100分の100以内の割合において加給することができる。

- (1) 在職中の功績が顕著であった者
- (2) 勤務成績が良好であった者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他の教職員との均衡を考慮して教育長が必要と認める者

6 教職員の退職が第1項第2号又は第3号に該当する場合において、同項第2号若しくは第3号又は前項の規定により計算して得た額が、退職日給料月額に49.59を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

7 教職員の退職が第1項第2号又は第3号かつ第2項に該当する場合において、第1項第2号若しくは第3号、第2項又は第4項の規定により計算して得た額が次の各号に掲げる第2項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 49.59以上 特定減額前給料月額に49.59を乗じて得た額
- (2) 49.59未満 特定減額前給料月額に第2項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に49.59から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

(退職手当の基本額の計算等)

第5条 前条の規定による退職手当の基本額の計算の基礎となる給料の月額は、教職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の全部又は一部を支給されない場合については、これらの事由がないと仮定した場合においてその者が受けるべき給料の月額とし、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務（同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務。以下「育児短時間勤務等」という。）の期間においては、育児

短時間勤務等をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき給料の月額とする。

(勤続期間の計算)

第6条 退職手当の基本額の計算の基礎となる勤続期間は、基礎在職期間につき、次に定めるところにより計算する。

(1) 勤続期間は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの月数により計算し、1年未満の端数が生じた場合においては、その端数が6月以上であるときはこれを1年とし、6月未満であるときはこれを切り捨てる。

(2) 教職員が退職した場合（準用退職手当条例第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、前号の規定による勤続期間の計算については、引き続いて在職したものとみなす。

2 前項の規定による基礎在職期間のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間を除算する。この場合において、それぞれの期間の計算については、別に定める。

(1) 休職（地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けた場合を含む。以下この項において同じ。）の期間（次号に掲げるもの及び結核性呼吸器病又は公務上の傷病を理由とする京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第4号又は第5号の規定による休職の期間で、教育長が必要と認めるものを除く。）又は停職の期間 当該期間

(2) 分限条例第2条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間で、教育長が必要と認めるもの（当該期間が3年を超えるものに限る。） 3年を超える部分の期間の2分の1に相当する期間

(3) 地方公務員法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）をした期間 当該期間の2分の1に相当する期間

(4) 地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）をした期間 当該期間の2分の1に相当する期間（期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務能率的な運営に特に資するものと認められることその他の教育長が定める要件に該当しない期間については、当該期間）

- (5) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）をした期間 当該期間
 - (6) 教育公務員特例法第26条第1項の規定による大学院修学休業（以下「大学院修学休業」という。）をした期間 当該期間の2分の1に相当する期間
 - (7) 育児休業法第2条第1項の規定による育児休業（以下「育児休業」という。）をした期間 当該期間の2分の1（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間にあっては、当該期間の3分の1）に相当する期間
 - (8) 育児短時間勤務等をした期間 当該期間の3分の1に相当する期間
- 3 前項に規定するもののほか、教育長が勤続期間の計算に算入することが適当でないと認める基礎在職期間については、他の教職員との均衡を失しない範囲内において、別に定める期間を除算することができる。

(退職手当の調整額)

第7条 退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（前条第2項及び第3項の規定により除算する期間のうち第5項に定める月を除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる教職員の区分（以下「教職員の区分」という。）に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額（当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。この場合において、調整月額のうちその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るものを先順位とする。

- (1) 第1号区分 59,550円
- (2) 第2号区分 54,150円
- (3) 第3号区分 43,350円
- (4) 第4号区分 32,500円
- (5) 第5号区分 27,100円
- (6) 第6号区分 21,700円
- (7) 第7号区分 0

2 教職員の区分は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。ただし、これらに定めがない教職員の区分については、これらの規定との均衡を考慮して、

教育長が定めるものとする。

(1) 平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分 別表第2

(2) 平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間の基礎在職期間における教職員の区分 別表第3

(3) 平成29年4月1日以後の基礎在職期間における教職員の区分 別表第4

3 前項の規定により、退職した者が同一の月において2以上の教職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該教職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

4 次に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定により計算して得た額の2分の1に相当する額とする。

(1) 退職した者で、その勤続期間が4年以下のもの

(2) 第4条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が10年以上24年以下のもの

5 第1項に規定する除算する月は、次の各号掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる月とする。

(1) 育児休業の期間（当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。）及び育児短時間勤務等の期間 退職した者が属していた教職員の区分が同一である月がある場合にあっては教職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の3分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた教職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

(2) 分限条例第2条第2号の規定による休職（結核性呼吸器病又は公務上の傷病によるものを除く。）の期間で3年を超えるもの、高齢者部分休業の期間、自己啓発等休業（第6条第2項第3号に規定する教育長が定める要件に該当するものに限る。）の期間、大学院修学休業の期間及び育児休業の期間（前号に規定する期間のあった月を除く。） 退職した者が属していた教職員の区分が同一である月がある場合にあっては教職員の区分が同一の月ごとにそれぞれその最初の月から順次に数えてその月数の2分の1に相当する数（当該相当する数に1未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある月、退職した者が属していた教職員の区分が同一である月がない場合にあっては当該期間に該当するすべての月

(3) 前2号に規定する期間以外の期間(前2号に規定する期間のあった月を除く。) 当該期間に該当するすべての月

6 前各項に定めるもののほか、退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、別に定める。

(退職手当の調整額の不支給)

第8条 前条の退職手当の調整額は、次の各号のいずれかに該当する者には、支給しない。

(1) 第4条の規定による退職手当の基本額が支給されない者

(2) 第4条第1項第3号に規定する者で、その勤続期間が9年以下のもの

(遺族の範囲等)

第9条 教職員の退職手当に係る遺族の範囲及び順位、葬祭料、予告を受けない退職者の退職手当及び失業者の退職手当については、退職手当条例第1条の2及び第5条から第7条までの規定を準用する。この場合において、同条例第6条本文中「第2条の2から第3条の2まで」とあるのは、「京都市教職員の退職手当に関する規則第3条、第4条及び第7条」と読み替えるものとする。

(死亡による退職)

第10条 教職員が死亡により退職した場合に係る手続については、退職手当条例施行規則第9条及び第10条の規定を準用する。この場合において、同規則第9条第1項各号列記以外の部分中「任命権者」とあるのは「教育長」と、同規則第10条各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「京都市教職員の退職手当に関する規則第9条において準用する京都市職員退職手当支給条例」と、「任命権者」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(失業者の退職手当)

第11条 教職員に係る失業者の退職手当については、退職手当条例施行規則第11条の規定を準用する。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分中「条例」とあるのは「京都市教職員の退職手当に関する規則第9条において準用する京都市職員退職手当支給条例」と、「市長」とあるのは「教育長」と、同項第1号中「条例第2条第3項」とあるのは「京都市教職員の退職手当に関する規則第2条第3項」と、同条第4項、第7項第1号並びに第8項第1号及び第5号中「市長」とあるのは「教育長」と読み替えるものとする。

(教職員が退職した後に引き続き教職員となった場合等における退職手当の不支給)

第12条 教職員が退職した場合（準用退職手当条例第10条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び教職員となったときは、その退職に係る退職手当は、支給しない。

2 教職員が引き続いて教職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の教職員としての在職期間が、教職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定により、教職員以外の地方公務員等としての在職期間に通算されることとなるときは、教職員が退職手当の支給を申し出た場合を除き、教職員条例及びこの規則の規定による退職手当は、支給しない。

3 教職員が、教育委員会の要請に応じ、引き続いて国立学校の職員となるため退職し、かつ、引き続いて国立学校の職員となった場合において、その者の教職員としての在職期間が、国立学校の職員に対する退職手当に関する規定により、国立学校の職員としての在職期間に通算されることとなるときは、教職員が退職手当の支給を申し出た場合を除き、教職員条例及びこの規則の規定による退職手当は、支給しない。

（端数計算）

第13条 退職手当の額を計算する場合において、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（控除金）

第14条 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第35条第2号及び第3号に掲げるものについては、退職手当を支給する際、その退職手当から控除することができる。

（口座振替による支払）

第15条 退職手当は、その支給を受けるべき者の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

（支払差止処分の取消しの申立ての手續）

第16条 準用退職手当条例第11条第4項の規定による支払差止処分の取消しの申立ては、その理由を明示した書面を教育委員会に提出して行うものとする。

（補則）

第17条 この規則において別に定めることとされている事項及びこの規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

勤続期間	甲	乙	丙	勤続期間	甲	乙	丙
年				年			
1	1.305	0.87	0.522	2 1	28.971	18.571	18.571
2	2.61	1.74	1.044	2 2	30.537	19.575	19.575
3	3.915	2.61	1.566	2 3	32.103	20.579	20.579
4	5.22	3.48	2.088	2 4	33.669	21.583	21.583
5	6.525	4.35	2.61	2 5	35.235	22.443	22.443
6	7.83	5.22	3.915	2 6	36.801	24.479	24.479
7	9.135	6.09	4.568	2 7	38.367	26.516	26.516
8	10.44	6.96	5.22	2 8	39.933	28.552	28.552
9	11.745	7.83	5.873	2 9	41.499	30.589	30.589
1 0	13.05	8.7	6.525	3 0	43.065	32.625	32.625
1 1	14.486	9.657	9.657	3 1	44.37	33.713	33.713
1 2	15.921	10.614	10.614	3 2	45.675	34.8	34.8
1 3	17.357	11.571	11.571	3 3	46.98	35.888	35.888
1 4	18.792	12.528	12.528	3 4	48.285	36.975	36.975
1 5	20.228	13.485	13.485	3 5	49.59	38.063	38.063
1 6	21.663	14.442	14.442	3 6	49.59	40.716	40.716
1 7	23.099	15.399	15.399	3 7以上	49.59	在職1年	在職1年
1 8	24.534	16.356	16.356			を増すごと	を増すごと
1 9	25.97	17.313	17.313			に1.131を	に1.131を
2 0	27.405	17.567	17.567			加える。	加える。

別表第2（第7条関係）

<p>第1号区分</p>	<p>(1) 旧京都市教職員の給与等に関する条例（以下「旧教職員条例」という。）別表第1の1の給料表（以下「旧高校教育職員給料表」という。）又は職員の給与等に関する条例（昭和31年9月16日京都府条例第28号）（以下「府条例」という。）別表第3イの給料表（以下「府高校等教育職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当及び勤勉手当の支給に係る職務の内容等に応じた加算割合（以下「期末手当等に係る加算割合」という。）が100分の20であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧教職員条例別表第1の2の給料表（以下「旧幼稚園等教育職員給料表」という。）又は府条例別表第3ウの給料表（以下「府小学校等教育職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当等に係る加算割合が100分の20であった者に限る。）</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除く。）</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p> <p>(3) 旧教職員条例別表第1の3の給料表（以下「旧学校事務職員給料表」という。）又は府条例別表第1の給料表（以下「府学校事務職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が8級であったもの</p>
	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けて</p>

第4号区分	<p>いた者でその属する職務の級が2級であったもの（在職期間が30年以上であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（在職期間が30年以上であった者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が7級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の10であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の10であった者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の5であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の5であった者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級又は5級であったもの</p>
第7号区分	<p>第1号区分から第6号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者（第7条第2項ただし書の規定により教職員の区分が定めら</p>

れる者を除く。)

備考 この表において使用する用語は、平成8年4月1日から平成18年3月31日までの間において適用されていた旧教職員条例又は府条例において使用されていた用語の例による。

別表第3（第7条関係）

<p>第1号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当等に係る加算割合が100分の20であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当等に係る加算割合が100分の20であった者に限る。）</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除き、管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除き、管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が4級であった者（第1号区分又は第2号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が3級であった者（管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が4級であった者（第1号区分又は第2号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が3級であった者（管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が6級であったもの</p>

<p>第4号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が3級であった者（第3号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が特2級であった者</p> <p>ウ その属する職務の級が2級であった者（号給が125号給より上位にあった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が3級であった者（第3号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が特2級であった者</p> <p>ウ その属する職務の級が2級であった者（号給が137号給より上位にあった者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
<p>第5号区分</p>	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の10であった者に限る。）</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の10であった者に限る。）</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
	<p>(1) 旧高校教育職員給料表又は府高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の5で</p>

第6号区分	<p>あった者に限る。)</p> <p>(2) 旧幼稚園等教育職員給料表又は府小学校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの(第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合が100分の5であった者に限る。)</p> <p>(3) 旧学校事務職員給料表又は府学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第7号区分	<p>第1号区分から第6号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者(第7条第2項ただし書の規定により教職員の区分が定められる者を除く。)</p>

備考 この表において使用する用語は、平成18年4月1日から平成29年3月31日までの間において適用されていた旧教職員条例又は府条例において使用されていた用語の例による。

別表第4（第7条関係）

<p>第1号区分</p>	<p>(1) 教職員条例別表第1の給料表（以下「幼稚園等教育職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当等に係る加算割合に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 教職員条例別表第2の給料表（以下「高校等教育職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（期末手当等に係る加算割合に応じ別に定める者に限る。）</p>
<p>第2号区分</p>	<p>(1) 幼稚園等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除き、管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの（第1号区分に属することとなる者を除き、管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p>
<p>第3号区分</p>	<p>(1) 幼稚園等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が4級であった者（第1号区分又は第2号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が3級であった者（管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 高校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が4級であった者（第1号区分又は第2号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が3級であったもの（管理職手当の支給額に応じ別に定める者に限る。）</p>
	<p>(1) 幼稚園等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が3級であった者（第3号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が特2級であった者</p> <p>ウ その属する職務の級が2級であった者（号給が別に定める号給より上位にあった者に限る。）</p>

第4号区分	<p>(2) 高校等教育職員給料表の適用を受けていた者で次に掲げるもの</p> <p>ア その属する職務の級が3級であった者（第3号区分に属することとなる者を除く。）</p> <p>イ その属する職務の級が特2級であった者</p> <p>ウ その属する職務の級が2級であった者（号給が別に定める号給より上位にあった者に限る。）</p> <p>(3) 教職員条例別表第3の給料表（以下「学校事務職員給料表」という。）の適用を受けていた者でその属する職務の級が5級であったもの</p>
第5号区分	<p>(1) 幼稚園等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(3) 学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が4級であったもの</p>
第6号区分	<p>(1) 幼稚園等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(2) 高校等教育職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が2級であったもの（第4号区分に属することとなる者を除き、期末手当等に係る加算割合に応じ別に定める者に限る。）</p> <p>(3) 学校事務職員給料表の適用を受けていた者でその属する職務の級が3級であったもの</p>
第7号区分	<p>第1号区分から第6号区分までのいずれの教職員の区分にも属しないこととなる者（第7条第2項ただし書の規定により教職員の区分が定められる者を除く。）</p>

備考 この表において使用する用語は、平成29年4月1日以後において適用されていた教職員条例において使用されていた用語の例による。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)